

## 基本的枠組み案への意見

平成 23 年 7 月 29 日

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室あて

氏名 社団法人日本社会福祉士会 会長 山村 睦

## 内容

**1. 「障害者」の相談支援体系**

相談支援専門員は精神医療機関に入院中および入所施設に入所中の求めがあればサービス利用計画を作成し、当該利用者の地域移行を支援することになるが、計画策定に必要な情報を得るためには精神医療機関や入所施設の協力が是非とも必要で、こうした協力関係を担保するためには強力な働きかけが必要である。

**2. 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）**

指定一般相談支援事業者が行う地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）についてはこれまでの経験から非常に多くのエネルギーを使うことが明らかであり、報酬体系に相応の配慮をしないと健全な事業者参入が難しくなると懸念される。一方で通常のサービス利用計画費の単価が低いと、相談支援専門員一人当たりの対応人数が増え、益々地域移行支援や定着支援にかかる人材が不足するので、過剰な件数を受け持たなくても適切な報酬が得られるよう配慮が必要となる。

**3. 支給決定プロセスの見直し等（サービス等利用計画案の提出）**

支給決定前にサービス等利用計画を策定して市町村に提出することでそれを参考にした支給決定を行うことはこれまでも求めてきたことであり今回の改正を歓迎する。しかし、障害程度区分の認定業務までを相談支援と同一事業所に委託している事例が事業者の少ない地方部において既にみられ、公平性の担保という点で大きな課題となっている。総合福祉法で検討されている第三者的な評価機関のできるだけ早い設置が必要である。また、参考とはいえ個別支援計画を事前に提出することは、サービスの必要量と現行の障害程度区分との間のギャップを各市町村が受け止めることを意味しており、混乱が予想される。利用者が混乱に巻き込まれサービス提供に支障が出ないように、市町村は利用者本人に分かり易く程度区分の決定理由を説明できるようにすること、説明において利用者が理解できない点は直接あるいは相談支援専門員を通して再確認できるようにすることなど、支給決定にあたっては柔軟な対応を可能としていただきたい。

**4. 支給決定プロセスの見直し等（対象者の大幅な拡大）**

発達障害から児童に至るまでサービス利用計画策定の対象を大幅に拡大したことにより、相談支援専門員の絶対的な数が不足することになる。一人ひとりの利用者に丁寧に対応し、利用者が納得できる個別支援計画を作成させるために、計画の必須化には一定期間の経過措置が必要である。

## 5. 相談支援専門員の量的拡大

相談支援専門員の量的拡大を目指すため実務経験の証明方法を緩和する方向で検討がなされているが、相談支援専門員の質の担保の観点から都道府県における相談支援専門員初任者研修の受講者のレベルを下げることなく、きちんと修了をもって実務を開始することが望ましい。さら新任の相談支援専門員の作成した計画を確認したり、相談支援専門員が必要に応じて相談しながら計画を作成できるよう支援していく体制を市町村または基幹相談支援センターなどに置く必要がある。

## 6. 相談支援事業所の指導

相談支援事業者の中には相談支援に必要な実務（サービス利用計画の策定、報酬の請求など）を指導できないものがあり、相談支援専門員の教育が行き届いていないために利用者に不便をかけている。相談支援事業所に対する実務指導を都道府県で実施することが望ましい。

## 7. モニタリング

すべての事案についてモニタリングを実施するということについては定期的なチェックを怠らないという面でも歓迎したい。集中的に実施する事案について報酬上の評価をどのようにするかという課題はあるが、相談支援専門員が利用者を支援するために必要な時間を適切に評価していただくことに期待したい。また、モニタリングの手法や評価の方法についてはまだ事業者十分に浸透しているとは言えず、研修プログラムや実務指導での位置づけを強化することが望ましい。

## 8. 相談支援研修事業者

研修指定事業者に一定の要件を示したことは重要であり本会としても積極的に参画していきたい。特にケアマネジメントの手法に関する講義やその演習においては、エンパワメントやアドボカシー（権利擁護）、ストレングス（強さ）を重視した教育訓練を実施したい。

## 9. 相談支援専門員の研修体系

相談支援専門員の必須研修として地域相談支援や障害児相談支援を加える必要はあるが、現在の初任者研修においては盛りだくさんのメニューとなるため、研修実施においてはかなり配慮が必要となる。さらに、初任者が受講すべき内容はサービス管理責任者もすべて受講すべきものであると考える。この機会に初任者研修に「法の円滑な施行準備のための研修」のメニューを加え、相談支援専門員初任者とサービス管理責任者の共通研修として再編成し、受講を必須としてはどうか。また、専門コース別研修については本会でも提言してきたところであり、発達障害、刑余者への法的支援、長期入院者の社会復帰など重い課題に対する研修を補助金対象としていくことを大いに歓迎したい。

## 10. 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターには総合性や権利擁護の観点から高度な公平中立性が求められる。本センターの人員基準は設けないとしているが、国家資格を持った社会福祉士、精神保健福祉士の配置、弁護士

等法的な専門性を持った非常勤職員の配置により機能を担保することが必要である。また、虐待や成年後見との関連で地域包括支援センターとの連動性が求められるため、各センターに配置されている職種間の連携により一層の効果が期待できる。(虐待防止センターとの機能や役割の持ち方については市町村で大きな課題となる)

#### **1 1. 障害者自立支援協議会の法定化**

市町村の障害者自立支援協議会の内容にばらつきが大きいため、今回、法定化により障害福祉計画についての意見聴取が定められたが、本質的な改善につながるかは疑問である。障害者基本法にあった障害者施策推進協議会の機能や役割と同様に受け取る市町村があり、単なる諮問的な機関と誤解しているからである。障害者自立支援協議会は、相談支援の流れの中で定例的に開催される課題解決組織（社会資源の改善・開発など地域のネットワークを十二分に活用しなければならない事案を含む）であり、そのためには基幹相談支援センターに障害者自立支援協議会の事務局機能をおくことを明確に示す必要がある。

#### **1 2. 成年後見制度利用支援事業の必須事業化**

低所得で身寄りのない成年後見制度利用希望者にとっては市町村長申し立てが大きな鍵を握っている。しかし市町村による後見人等への報酬助成はまだまだ低調であり、今回の必須事業化により経費の全部が対象となることを是非とも要望したい。